

委員会提出議案第2号

三田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成29年3月24日提出

議会運営委員会委員長 厚地弘行

三田市条例第 号

三田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

三田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年三田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則に次の1項を加える。

（交付額の特例）

2 平成29年4月から平成32年3月までの政務活動費は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項中「60,000円」とあるのは「45,000円」とする。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。